

証券コード 6898
2022年4月4日

株 主 各 位

鳥 取 市 幸 町 1 2 3 番 地
トミタ電機株式会社
代表取締役社長 神 谷 哲 郎

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年4月26日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後4時45分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 鳥取市幸町123番地
当社 本社4階会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. インターネット上のウェブサイトでの開示について

(1) 次の事項は、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomita-electric.com/>) に掲載しておりますので、「第71期定時株主総会招集ご通知添付書類」には記載しておりません。なお、次の事項は、「第71期定時株主総会招集ご通知添付書類」とともに、会計監査人および監査等委員会の監査対象となっております。

①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 ②会社の支配に関する基本方針 ③剰余金の配当等の決定に関する基本方針 ④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表 ⑤計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

(2) 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomita-electric.com/>) に掲載させていただきます。

5. 議決権行使についてのご案内

(1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) 当社では、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症が拡大しておりますが、本総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomita-electric.com/>) においてお知らせいたします。

(第71期定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、国や地域によるワクチン接種のばらつきがあるものの、一時的に新型コロナウイルス感染症による落込みからの回復傾向が見られました。その後、変異株による感染再拡大に席捲され社会経済活動に再び抑制圧力が加わりました。

当電子部品業界といたしましては、米中貿易摩擦が緩和された後の需要回復基調が継続し順調に推移しましたが、半導体不足や資源価格の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響による物流の不安定化など年度後半には先行き不透明な状況となりました。

このような市場環境の中で当社グループは、フェライトコアならびにコイル・トランス製品の製造原価低減と品質改善に取り組み、世界競争に打ち勝つことのできる高性能で高品質の製品を生産すべく活動を続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度において、フェライトコア販売が中国市場で5G通信関連ならびにEV関連の需要が急激に増加し、国内市場でも産業機器関連が堅調に推移しました。コイル・トランス販売についてもフェライトコア同様に産業機器関連ならびに半導体製造装置関連が好調に推移したことから、売上高は18億2千8百万円（前期比69.0%増）となりました。

損益面では、原価率の改善、ならびに経費等の削減に努めた結果、営業利益は1億2千8百万円（前期は1億2千9百万円の営業損失）となりました。経常利益は1億3千8百万円（前期は1億1千9百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億6百万円（前期は9千7百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別の販売状況は、次のとおりであります。
 企業集団の部門別販売状況

(単位：千円)

区 分	第69期 (2020年1月期)	第70期 (2021年1月期)	第71期 (当連結会計年度) (2022年1月期)
電 子 材 料	792,036	806,316	1,448,379
電 子 部 品	223,082	211,641	310,736
そ の 他	2,888	2,748	6,077
電子材料事業合計	1,018,007	1,020,706	1,765,193
不 動 産 賃 貸	70,667	61,358	63,346
総 合 計	1,088,674	1,082,064	1,828,540

なお、当連結会計年度におきましては、親会社株主に帰属する当期純利益1億6百万円を計上いたしました。市場ニーズに応える新製品・新材質の研究開発への投資や今後の事業展開に備えて、当連結会計年度の配当金につきましては、無配とさせていただきます。株主各位への利益還元という観点からすると誠に遺憾でございますが、継続的な利益の確保と健全な財務体質の向上をはかり、早期の復配を目指して全社一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の新規設備への投資総額は3千万円で、その主なものは当社グループのフェライトコア設備増強によるものであります。

なお、当連結会計年度の設備投資は全額自己資金によってまかなっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 68 期 (2019年 1 月期)	第 69 期 (2020年 1 月期)	第 70 期 (2021年 1 月期)	第 71 期 (当連結会計年度 (2022年 1 月期))
売 上 高 (千円)	1,420,403	1,088,674	1,082,064	1,828,540
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△117,149	△166,180	△97,912	106,723
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△177円62銭	△251円98銭	△148円46銭	161円83銭
総 資 産 (千円)	4,353,058	4,165,993	3,979,950	4,262,608
純 資 産 (千円)	3,422,483	3,247,353	3,103,117	3,292,534
1株当たり純資産額	5,189円26銭	4,923円98銭	4,705円27銭	4,992円94銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
TOMITA FERRITE LTD.	1億9千1百36万香港ドル	100.0%	電子材料の輸出入販売
珠海富田電子有限公司	9百20万米ドル	100.0%	電子材料の製造 および輸出入販売

(注) 珠海富田電子有限公司に対する当社の議決権比率は、間接所有によるものであり、TOMITA FERRITE LTD. が100.0%を所有しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、収束の見通しが立たず、世界経済および日本経済の先行きについては予測が大変困難な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境も熾烈なグローバル競争や原材料価格動向ならびに物流の不透明感も併せて、国内外において企業間競争、価格競争は一段と厳しくなると予想されます。

このような事業環境の中で、車載、産業機器、IoT、情報通信、医療機器、省エネ・環境分野における国内外市場での新規開拓に向け、中国・香港・欧州営業とともに販売拡大をはかりながら、海外生産工場の継続的な品質改善や経費削減に向けた取り組みを推進し利益重視の体制を強化してまいります。重点課題として以下の3点に取り組みます。

① 5G基地局、EV等車載バッテリー・システム、産業用製造機器、半導体製造装置、医療機器等を主体とする情報通信機器ならびに産業用製造機器向けの新規受注を獲得

② 原価低減に向けた品質改善と製造設備刷新、省力化、自動化の推進

③ 高信頼性、高効率化を目的とした材質開発の推進

また、2022年4月に東京証券取引所が新市場区分に移行するに際し、当社は上場市場をスタンダード市場に変更いたします。同市場の上場企業にはコーポレート・ガバナンスコード全項目への適切な対応が求められており、当社ではこれまで各項目への対応について検討・実施してまいりました。経過的な対応状況の項目の更なる検討も含め、今後とも各項目への対応を一層充実させてまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

当社グループは、磁性材料を主体とした電子材料および電子部品の製造販売ならびに国内不動産の賃貸事業を主な事業としております。

(6) 主要な営業所および工場等 (2022年1月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社 工 場	鳥取県鳥取市
不 動 産 賃 貸 店 舗	鳥取県鳥取市
営 業 所	東京（東京都大田区）・大阪（大阪府大阪市）
TOMITA FERRITE LTD.	香港
珠 海 富 田 電 子 有 限 公 司	中国広東省

(7) 使用人の状況 (2022年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
291名	△5名

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
40名	△2名	48.7歳	25.3年

(注) 1. 社外への出向者2名を含めておりません。

2. 使用人数は就業人員であります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,600,000株
- ② 発行済株式の総数 816,979株
- ③ 株主数 715名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
プ ラ ニ ン グ カ ミ ヤ 株 式 会 社	129,412株	19.62%
神 谷 哲 郎	74,882株	11.35%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	33,700株	5.11%
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	23,360株	3.54%
株 式 会 社 D M M. c o m 証 券	22,600株	3.42%
久 保 田 正 明	20,000株	3.03%
神 谷 幸 之 助	19,500株	2.95%
上 田 満	14,600株	2.21%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	13,800株	2.09%
神 谷 滋	12,304株	1.86%

(注) 持株比率は自己株式 (157,541株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年1月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	神 谷 哲 郎	プランニングカミヤ株式会社代表取締役
取 締 役	白 間 広 章	総合技術部長 TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司副董事長
取 締 役	神 谷 陽 一 郎	管理本部長 TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司董事兼総経理
取 締 役 (常勤監査等委員)	西 尾 慎 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 田 原 俊 輔	弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 庄 英	株式会社アビオン代表取締役 中部都市企画株式会社代表取締役

- (注) 1. 西尾慎一氏、大田原俊輔氏および山本庄英氏は社外取締役であります。
2. 当社は、大田原俊輔氏および山本庄英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 西尾慎一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員を置くことにより実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
4. 常勤監査等委員西尾慎一氏は、他社において総務・経理部門を統轄する業務管理部長の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ② 事業年度中に退任した取締役
該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月25日開催の取締役会にて、「役員報酬に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等は、基本報酬と退職慰労金により構成され、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、基本報酬は社内規程のとおり、月例の固定報酬とし、世間水準及び経営内容、従業員給与等のバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、退職慰労金は社内規程に基づき毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給する方針としています。取締役（監査等委員を除く）の報酬については、取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議で決定しております。なお、取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬について、業績連動型報酬の報酬制度は採用しておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	3名	33百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	6百万円 (6百万円)
合 計	6名	40百万円

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額110万円（取締役6名分110万円（うち社外取締役3名分67万円））が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額110万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額200万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役大田原俊輔氏は、弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士であります。なお、当社と同弁護士法人との間には特別な関係はありません。

また、取締役山本庄英氏は、株式会社アピオンの代表取締役および中部都市企画株式会社の代表取締役であります。なお、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員) 西尾 慎一	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。企業経営を通じて得た豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 大田原 俊輔	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識と経験による法律面から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 山本 庄英	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。複数企業の経営に関与しており、豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 アスカ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10百万円

- (注) 1. 当社海外子会社2社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などについて検証を行い、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,227,400	流 動 負 債	281,860
現金及び預金	1,041,108	支払手形及び買掛金	119,617
受取手形及び売掛金	562,666	未払法人税等	42,602
商品及び製品	208,519	未払費用	73,249
仕掛品	243,029	受注損失引当金	2,652
原材料及び貯蔵品	141,353	賞与引当金	17,308
その他	34,323	前受収益	5,701
貸倒引当金	△3,600	その他	20,728
固 定 資 産	2,035,208	固 定 負 債	688,213
有 形 固 定 資 産	1,964,091	退職給付に係る負債	10,695
建物及び構築物	157,930	役員退職慰労引当金	314,444
機械装置及び運搬具	73,719	預り保証金	137,943
土地	1,715,312	長期前受収益	11,565
建設仮勘定	2,348	繰延税金負債	785
その他	14,779	再評価に係る繰延税金負債	204,932
無 形 固 定 資 産	33,943	その他	7,846
投 資 そ の 他 の 資 産	37,173	負 債 合 計	970,073
投資有価証券	35,515	純 資 産 の 部	
長期前払費用	593	株 主 資 本	3,026,503
その他	1,064	資本金	1,966,818
資 産 合 計	4,262,608	資本剰余金	1,007,318
		利益剰余金	279,940
		自己株式	△227,574
		その他の包括利益累計額	266,031
		その他有価証券	
		評価差額金	△6,685
		土地再評価差額金	311,550
		為替換算調整勘定	△38,833
		純 資 産 合 計	3,292,534
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,262,608

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,828,540
売 上 原 価		1,250,693
売 上 総 利 益		577,846
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		449,715
営 業 利 益		128,131
営 業 外 収 入		
受 取 利 息	388	
受 取 配 当 金	1,519	
助 成 金 収 入	1,250	
金 型 売 却 益	3,068	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	2,651	
為 替 差 益	4,026	
そ の 他	528	13,433
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	823	
解 約 違 約 金	1,040	
撤 去 費 用	375	
製 品 補 償 費 用	184	
そ の 他	203	2,626
経 常 利 益		138,937
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	59	59
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	305	305
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		138,692
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		31,968
当 期 純 利 益		106,723
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		106,723

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,299,320	流 動 負 債	172,214
現金及び預金	609,483	買掛金	82,940
受取手形	115,977	未払金	12,646
売掛金	188,404	未払費用	22,891
商品及び製品	112,396	未払法人税等	23,705
仕掛品	122,901	賞与引当金	17,308
原材料及び貯蔵品	107,085	前受収益	5,701
その他	43,173	その他	7,020
貸倒引当金	△103	固 定 負 債	688,213
固 定 資 産	2,637,124	退職給付引当金	10,695
有 形 固 定 資 産	1,900,494	役員退職慰労引当金	314,444
建物	153,224	預り保証金	137,943
構築物	392	長期前受収益	11,565
機械及び装置	18,900	繰延税金負債	785
車輛運搬具	0	再評価に係る繰延税金負債	204,932
工具器具及び備品	2,931	その他	7,846
リース資産	9,732	負 債 合 計	860,428
土地	1,715,312	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	2,432	株 主 資 本	2,771,151
ソフトウェア	66	資 本 金	1,966,818
リース資産	2,208	資 本 剰 余 金	1,007,318
電話加入権	156	資 本 準 備 金	1,007,318
投資その他の資産	734,197	利 益 剰 余 金	24,589
投資有価証券	35,515	その他利益剰余金	24,589
関係会社株式	589,290	繰越利益剰余金	24,589
関係会社長期貸付金	108,324	自 己 株 式	△227,574
長期前払費用	34	評 価 ・ 換 算 差 額 等	304,864
その他	1,064	その他有価証券評価差額金	△6,685
貸倒引当金	△32	土 地 再 評 価 差 額 金	311,550
資 産 合 計	3,936,444	純 資 産 合 計	3,076,016
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,936,444

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,095,107
売 上 原 価	845,290
売 上 総 利 益	249,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	228,419
営 業 利 益	21,398
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,101
受 取 配 当 金	1,519
助 成 金 収 入	100
金 型 売 却 益	4,045
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	158
為 替 差 益	10,156
そ の 他	669
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	823
解 約 違 約 金	1,040
撤 去 費 用	375
製 品 補 償 費 用	44
そ の 他	204
経 常 利 益	18,750
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	37,661
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,072
当 期 純 利 益	24,589

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年3月10日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トミタ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年3月10日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監査及び検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月11日

トミタ電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西尾 慎一 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 大田原 俊輔 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 山本 庄英 ⑩
(社外取締役)

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p>< 新設 ></p>	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、当社の監査等委員会は、相当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かみ たに てつ ろう 神谷哲郎 (1948年2月10日生)	1974年1月 当社入社 1976年3月 当社取締役 1980年2月 当社専務取締役 2001年4月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) プランニングカミヤ株式会社代表取締役	74,882株
2	はく ま ひろ あき 白間広章 (1966年5月3日生)	1985年4月 当社入社 2005年4月 当社技術開発課長 2009年3月 当社総合技術部次長 2009年4月 当社取締役総合技術部次長 2011年4月 当社取締役総合技術部長 現在に至る (重要な兼職の状況) TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司副董事長	100株
3	かみ たに よういちろう 神谷陽一郎 (1979年2月5日生)	2008年1月 スター精密株式会社入社 2010年8月 同社退社 2011年4月 当社常勤監査役 2013年4月 当社取締役 2016年9月 当社取締役管理本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司董事兼総経理	1,445株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	にし お しん いち 西尾 慎一 (1947年4月4日生)	1974年9月 株式会社鳥取大丸入社 2000年5月 同社取締役 2010年5月 同社常勤顧問 2012年5月 同社退社 2013年4月 当社常勤監査役 2016年4月 当社常勤監査等委員 現在に至る	一株
2	おおた わら しゅん すけ 大田原 俊輔 (1967年1月19日生)	1996年4月 弁護士登録 大田原俊輔法律事務所開所 2004年6月 弁護士法人やわらぎ法律事務所 代表 2008年9月 弁護士法人やわらぎ代表社員 弁護士 現在に至る 2010年4月 当社監査役 2016年4月 当社監査等委員 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士	一株
3	やま もと しょう えい 山本 庄英 (1967年2月21日生)	2000年10月 株式会社アピオン入社 2004年10月 同社専務取締役 2010年4月 当社監査役 2014年4月 株式会社アピオン代表取締役 現在に至る 2016年4月 当社監査等委員 現在に至る 7月 中部都市企画株式会社 代表取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社アピオン代表取締役 中部都市企画株式会社代表取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西尾慎一氏、大田原俊輔氏および山本庄英氏は社外取締役候補者であります。
3. 西尾慎一、大田原俊輔および山本庄英の3氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
4. 西尾慎一氏を社外取締役候補者とした理由は、他社において総務・経理部門を統轄する業務管理部長の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な知識と経験に基づく当社の経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
5. 大田原俊輔氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の経営判断に対する弁護士としての専門的な知識と経験による法律面からの助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。なお、大田原俊輔氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
6. 山本庄英氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の企業の取締役を務め経営に携わっており、豊富な知識と経験に基づく当社の経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
7. 当社は、社外取締役として、西尾慎一、大田原俊輔および山本庄英の3氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、3氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社は、3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、大田原俊輔および山本庄英の両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員（社外取締役）として届け出ております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
はなばら ひであき 花原 秀明 (1953年6月11日生)	1980年4月 三洋製紙株式会社入社 2010年6月 同社取締役総務部長 2016年6月 同社総務部参与 2020年3月 同社退社 2020年5月 花原社会保険労務士事務所開所同所長 現在に至る (重要な兼職の状況) 花原社会保険労務士事務所所長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 花原秀明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 花原秀明氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、他社の取締役を務め経営に携わっており、豊富な知識と経験に基づく経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
4. 花原秀明氏が社外取締役に就任することとなった場合、当社は、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

【ご参考】 取締役会役員（予定）のスキルマトリクス

当社が取締役・監査等委員会取締役に期待する主な専門性・知見を示します。

氏名	当社における地位	企業経営	財務・法務	営業	製造・研究開発	ガバナンス
神谷哲郎	代表取締役社長	○		○	○	○
白間広章	取締役	○		○	○	○
神谷陽一郎	取締役	○	○			○
西尾慎一	監査等委員取締役	○		○		○
大田原俊輔	監査等委員取締役	○	○			○
山本庄英	監査等委員取締役	○		○		○
花原秀明	補欠監査等委員取締役	○	○			○

以上

＜ご参考＞ 株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
定時株主総会の基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 中間配当を行うときは7月31日
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00～17:00 (土日休日を除く)
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 (https://www.tomita-electric.com/)

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

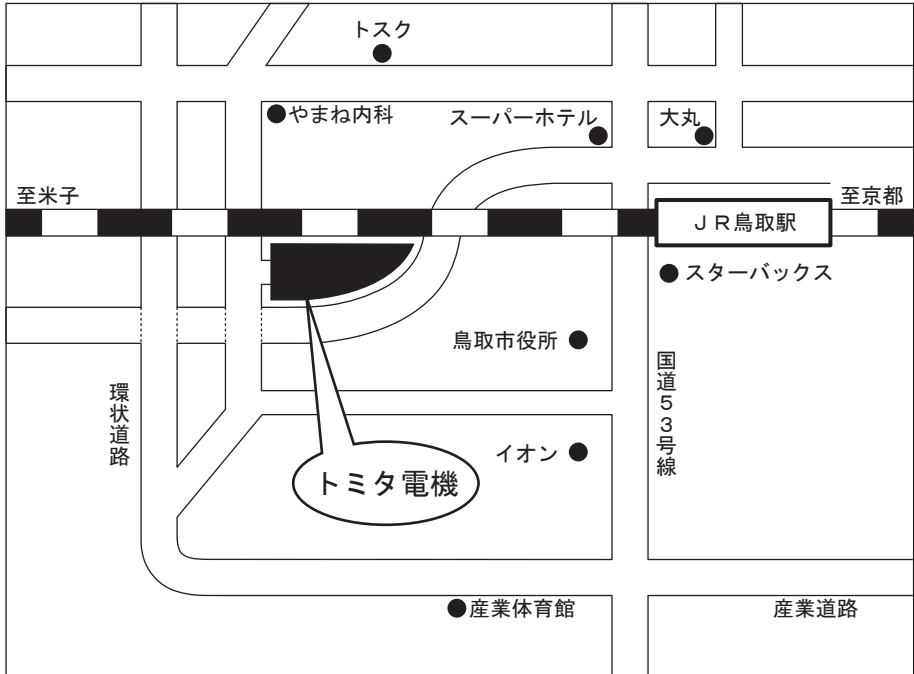
証券会社の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座をご利用でない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

※当社は、「株主総会決議ご通知」につきまして、第63期定時株主総会決議より、当社WEBサイトでの公開のみとし、印刷物の発送を見合わせております。省エネ化・省資源化への取り組みの一環であり、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会 場 鳥取市幸町123番地
当社 本社4階会議室



交通機関 JR鳥取駅より徒歩約8分
お願い 駐車場に限りがございますので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

第 71 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	…	1 ページ
②会社の支配に関する基本方針	…	3 ページ
③剰余金の配当等の決定に関する基本方針	…	3 ページ
④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表	…	4 ページ
⑤計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表	…	10 ページ

(2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月 31 日まで)

トミタ電機株式会社

法令および当社定款第 16 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト <https://www.tomita-electric.com/>

【業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況】

・業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役においては、取締役会規程の付議基準を整備し、業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (2) 使用人については、社内規程に基づく職務権限および意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとる。
- (3) コンプライアンス体制の強化をはかるため、内部通報受入窓口を設け、法令、定款および社内規程に関する通報および相談への対応を行う。
- (4) 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき各部門の職務執行状況を把握し、法令、定款および社内規程に準拠して適正に行われているかを監査し、代表取締役に報告する。

2. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録も含む）については、法令および文書取扱規程に従い保存・管理する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の執行に係るリスクについては、リスク管理規程に従い、管理を行う。
- (2) リスクの管理方法等については、適宜見直しを行うこととする。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定期的にはまたは必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、開催にあたっては事前に議題に関する十分な資料を可能な限り、全員に配付される体制をとる。
- (2) 取締役の機能を強化し経営の効率を向上させるため、部門担当者以上による営業戦略会議を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る問題解決と意思決定を確実なものとする。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体制を明確にする。
- (2) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行う。
- (3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき体制を整備、有効性を評価および改善等を行うものとする。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項

監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとし、その職務遂行に対する人事考課については、監査等委員会が行う。また、これらの使用人の人事異動、懲戒処分等については監査等委員会の合意のうえで取締役会が決定する。

7. 前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

取締役および使用人が監査等委員会の補助職務を遂行する場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令に服さないものとする。

8. 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実や違法・不正行為を発見したとき、またはそれらが発生するおそれがあるとき、監査等委員に対して、当該事項に関する内容を速やかに報告しなければならない。
- (2) 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止する旨を定め周知徹底する。

9. その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、定期的に会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることにより、監査の実効性を確保する。
- (2) 代表取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (3) 監査等委員は、当社および当社子会社の取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて当社および当社子会社の取締役または使用人に対しその説明を求めることができるものとし、また、必要に応じて指示することができる。
- (4) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の前払いまたは償還の手続については、監査等委員の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本的な方針とする。

管理本部総務課を反社会的勢力に対する統括部門と定め、必要に応じて警察や弁護士、その他外部の専門機関と連携して情報の収集・管理を行い、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進する。

・業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催しており、取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合するように監督しております。

2. 監査等委員の職務執行について

当事業年度において、監査等委員会を5回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス、リスク等に関して幅広く審議検証し、経営に対して適宜、助言や提言を行いました。

取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行について厳正な監視を実施しております。

また、会計監査人との情報交換に努め、相互連携により監査の実効性をはかっております。

3. 内部監査部門について

内部監査規程に基づいて子会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に行われているか監査し、代表取締役に報告するとともに監査等委員・会計監査人と情報共有しております。

【会社の支配に関する基本方針】

該当事項はありません。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社の利益配分に関する基本方針としては、安定的な配当の継続を基本として、企業体質と経営基盤の強化並びに、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を図りながら、実施してまいりたいと考えております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当の決定機関を取締役会としております。また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当の基準日は毎年7月31日、期末配当の基準日は毎年1月31日であります。なお、「年2回の剰余金の配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、市場ニーズに応える新製品・新材質の研究開発への投資や今後の事業展開に備えて、無配とさせていただくことといたします。

継続的な利益の確保と健全な財務体質の向上をはかり、早期の復配を目指して全社一丸となって努力を続けてまいります。

【連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表】

・ 連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
2021年2月1日残高	1,966,818	1,091,149	89,385	△227,448	2,919,905
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補	—	△83,831	83,831	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	106,723	—	106,723
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△125	△125
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△83,831	190,554	△125	106,597
2022年1月31日残高	1,966,818	1,007,318	279,940	△227,574	3,026,503

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年2月1日残高	△10,873	311,550	△117,465	183,212	3,103,117
連結会計年度中の変動額					
欠 損 填 補	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	106,723
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△125
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	4,187	—	78,631	82,819	82,819
連結会計年度中の変動額合計	4,187	—	78,631	82,819	189,416
2022年1月31日残高	△6,685	311,550	△38,833	266,031	3,292,534

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社 TOMITA FERRITE LTD.
珠海富田電子有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての在外連結子会社の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

i 有価証券

その他有価証券で時価のあるものは、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないものは、移動平均法による原価法によっております。

ii たな卸資産

主として先入先出法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～42年
機械装置及び運搬具	2年～20年
その他	2年～15年

ii 少額減価償却資産

取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用しております。

iii 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

iv リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

v 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

i 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

ii 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

iii 賞与引当金

当社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

iv 役員退職慰労引当金

当社は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

i 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ii 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債ならびに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(2) 連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「撤去費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「撤去費用」は、24千円であります。

3. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、固定資産の減損等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大が当社グループの業績に与える影響は軽微であり、当連結会計年度末以降も重要な影響がないという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

しかしながら、本感染症の収束時期は不透明であり、今後の財政状態、経営成績の状況に影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(たな卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (単位：千円)

①商品及び製品	208,519千円
②仕掛品	243,029千円
③原材料及び貯蔵品	141,353千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、たな卸資産は、主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。たな卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額をたな卸資産評価損として売上原価に含めて計上しております。また、長期滞留が認められるたな卸資産については、個別に売却可能性を検討した上で、過年度の販売・使用実績に照らして帳簿価額を切り下げ、当該切り下げ額をたな卸資産評価損として売上原価に含めて計上しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

たな卸資産のうち、長期滞留が認められる在庫については、取得原価に一定の掛け率を乗じ、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

当社グループは、上記帳簿価額切り下げに係る掛け率の設定に関して、たな卸資産を一定の区分に分け、当該区分毎の過年度の販売・使用実績に基づく評価に応じた規則的な帳簿価額の切下げ基準を設定しております。

なお、当初想定出来なかった製品需要等により、在庫状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度における追加のたな卸資産の評価損が計上される可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,361,679 千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	816,979 株	一株	一株	816,979 株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	157,481 株	60 株	一株	157,541 株

(注) 自己株式の数の増加 60 株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用および為替変動リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。保有する投資有価証券は主として上場株式であり、当該リスクについては、定期的に時価および基準価額を把握することで減損懸念の早期把握や軽減をはかっております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用はそのほとんどが4カ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等はそのほぼすべてが2カ月以内に納付期日の到来するものであります。

預り保証金は、不動産の賃貸契約に際し、賃借人より預っている保証金および建設協力金等であり、一定期間または賃貸期間終了時において相手先に返済するものであります。

なお、デリバティブ取引については、行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,041,108	1,041,108	—
②受取手形及び売掛金	562,666	562,666	—
③投資有価証券	32,446	32,446	—
資産計	1,636,221	1,636,221	—
① 支払手形及び買掛金	119,617	119,617	—
② 未払法人税等	42,602	42,602	—
③ 未払費用	73,249	73,249	—
④ 預り保証金	117,103	117,103	—
負債計	352,573	352,573	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金ならびに②未払法人税等、③未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④預り保証金

これらの時価については、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	3,069
預り保証金	20,840

これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから、資産の「③投資有価証券」および負債の「④預り保証金」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鳥取県鳥取市において、賃貸用の店舗施設（土地を含む。）を有しております。2022年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は43,220千円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
前連結会計年度末 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
1,161,267	△6,434	1,154,833	844,014

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を路線価により補正しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,992円94銭

(2) 1株当たり当期純利益 161円83銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表】

・株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
2021年2月1日残高	1,966,818	1,091,149	1,091,149	△83,831	△83,831	△227,448	2,746,688
事業年度中の 変動額							
欠 損 填 補	—	△83,831	△83,831	83,831	83,831	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	24,589	24,589	—	24,589
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△125	△125
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△83,831	△83,831	108,420	108,420	△125	24,463
2022年1月31日残高	1,966,818	1,007,318	1,007,318	24,589	24,589	△227,574	2,771,151

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 合 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合	
2021年2月1日残高	△10,873	311,550	300,677	3,047,365
事業年度中の 変動額				
欠 損 填 補	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	24,589
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△125
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	4,187	—	4,187	4,187
事業年度中の変動額合計	4,187	—	4,187	28,651
2022年1月31日残高	△6,685	311,550	304,864	3,076,016

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

・個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものは、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないものは、移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

先入先出法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～39年
構築物	3年～42年
機械及び装置	2年～20年
車輛運搬具	2年～6年
工具器具及び備品	2年～15年

② 少額減価償却資産

取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用しております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(期末自己都合退職金要支給額)および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(2) 損益計算書

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「撤去費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「撤去費用」は、24千円であります。

3. 追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(たな卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (単位: 千円)

①商品及び製品	112,396千円
②仕掛品	122,901千円
③原材料及び貯蔵品	107,085千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記(たな卸資産の評価)」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,630,339千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権 50,499千円
関係会社に対する長期金銭債権 108,324千円
関係会社に対する短期金銭債務 28,072千円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年6月29日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産評価額に基づいて、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 2002年1月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と
再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 760,328$ 千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 109,646 千円
仕入高 272,427 千円
営業取引以外の取引高 2,233 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	157,481 株	60 株	— 株	157,541 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損否認 15,323 千円
土地 152,463 千円
投資有価証券評価損 6,160 千円
関係会社株式評価損 478,036 千円
賞与引当金 5,278 千円
未払事業税 3,319 千円
退職給付引当金 3,262 千円
役員退職慰労引当金 95,905 千円
繰越欠損金 252,326 千円
減価償却超過額 38,402 千円
その他 4,142 千円

繰延税金資産小計 1,054,621 千円
評価性引当額 $\Delta 1,054,621$ 千円

繰延税金資産合計 — 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 785 千円

繰延税金負債合計 785 千円

繰延税金負債の純額 785 千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	TOMITA FERRITE LTD.	191,360 千香港ドル	電子材料の輸出入販売	(所有) 直接 100.0	役員 2 名	当社が原材料を販売し、製品を仕入れ、当社が製品を販売	原材料の販売	109,182	売掛金	32,528
									流動資産(その他)	17,751
							製品の販売	464	売掛金	36
							製品の仕入	272,427	買掛金	28,072
							貸付金の回収	—	関係会社長期貸付金	108,324
							利息の受取	2,089	流動資産(その他)	183

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 原材料の販売については、当社の予定原価に基づいて決定しております。
2. 製品の販売については、市場価格を勘案し、決定しております。
3. 製品の仕入については、市場価格を勘案し、決定しております。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,664 円 60 銭

(2) 1株当たり当期純利益 37 円 29 銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。